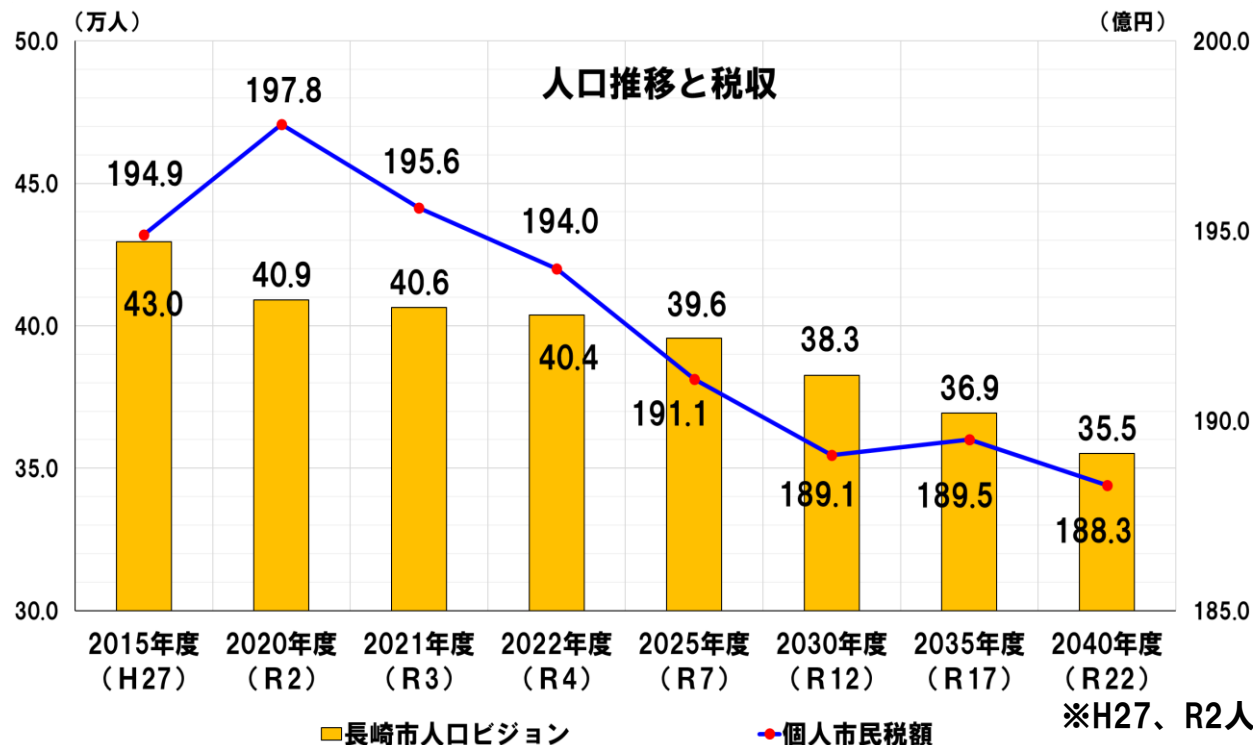


宿泊税について

令和4年7月
長崎市

1. 宿泊税導入の背景

○長崎市では人口減少や高齢化の進展により、生産年齢人口や就業人口の減少に伴い
税収減となる見込み ⇒ 新たな財源の確保が喫緊の課題



20年後(R22)には・・・

- 人口は、R2より5万人以上減の35.5万人程度まで減少の見通し
- 個人市民税は、R2より10億円近く減の188億円程度まで減少の見通し

○市外からの訪問客の誘致等により交流人口を増やし、地域を活性化して経済効果につなげる「交流の産業化」を特定目標に掲げている



2. 宿泊税導入に向けての検討

○市役所内部での検討（H28～H29）

庁内の関係職員によるワーキンググループ会議等を実施

○宿泊税検討委員会での検討（R1年10月～R2年9月）

委員6名（学識経験者2名、旅行業関係事業者、観光関係団体、経済団体、
宿泊事業者）

5回開催し、宿泊税導入の妥当性、制度設計及び使途などについて検討

⇒ R2.9月、検討委員会から市長へ報告書提出

○宿泊事業者説明会（R2年11月、R3年11月）

宿泊税導入の検討状況、検討委員会の報告書、制度設計について説明

⇒ 税率や宿泊税の使途について多くの意見

○市議会への報告（R2年3月～R3年11月）

4回にわたり、制度の概要や進捗状況を報告



3. 宿泊税条例の公布・施行

○R4.2月議会において「長崎市宿泊税条例」が可決、公布

○R4年6月24日、地方税法に基づく総務大臣の同意

○宿泊税は、令和5年4月1日から導入

その後3年ごとに検討を加え、必要に応じて見直し

4. 宿泊税の概要

○課税客体（税金のかかる対象） 長崎市内の宿泊施設への宿泊行為

○納税義務者

長崎市内の旅館・ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業に係る施設の宿泊者
宿泊税の税額は、宿泊者1人1泊あたり次のとおり

宿泊料金	税額
1万円未満	100円
1万円以上2万円未満	200円
2万円以上	500円

○課税免除

修学旅行等での宿泊は課税免除 ※詳細は「宿泊税特別徴収事務の手引」を参照

○徴収方法 「特別徴収」の方法



○納入方法

特別徴収義務者は、毎月末日までに前月分の宿泊税を、施設ごとに「宿泊納入申告書」により申告し、申告額を納入

○収入見込額 4.4億円/年

5. 宿泊税の用途 ⇒ 方針「訪問客への還元」

1 利便性の向上

2 満足度の向上

3 再訪意欲の向上

に寄与する事業

○受入環境整備

新総合観光案内所運営、公衆無線LAN整備・運営、ユニバーサルツーリズムの推進、宿泊施設等高付加価値化事業 など

○情報提供

ワンストップ情報発信事業（旅マエ・旅ナカ・旅アトの情報発信、SNS連動情報発信、観光プロモーション など

○サービス向上・消費拡大

朝型・夜型などの体験型コンテンツ造成支援、まちMICEの推進 など

○資源磨き

夜間景観の整備、歴史的建築物等の整備・改修（ユニークベニューとして活用）

○緊急時の対応 ※観光交流基金の設置

感染対策事業、安全安心の取組み、観光需要喚起のための取組み